

【最終回】

## 基金拠出型医療法人⑦ 法人類型と課税関係の総括

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所所長 松田紘一郎

医療法に適合する出資持  
分なし医療法人のうち、一  
般的と思われる基金拠出型  
医療法人（以下「拠出型法  
人」という）について、前  
号まで6回にわたって説明  
しました。

今回は、拠出型法人を新  
設と経過措置型からの移行  
に分けて、課税関係を総括  
して説明していくことにし  
ます。

### 移行時、3基準遵守で 出資持分放棄は非課税に

#### ■課税関係の総括

拠出型法人を新設と移行  
に分けて、その財産権の変  
動を吟味すると表のようにな  
ります。以下に、その課  
税関係を説明します。

#### ■新設の場合

①金銭の拠出によるケース

拠出型法人を現金預金な  
どの金銭を拠出（寄附型も  
同じ）して新設する場合、拠  
出者・その拠出された金銭  
を受け入れた法人にも課税  
関係は発生しません。

②土地・建物等の拠出のケ  
ース

①のケースで、金銭以外  
の土地・建物等の譲渡所得  
の基因となる資産を拠出し  
た場合、それらの資産は時  
価で評価（500万円超の  
場合、弁護士等の証明が必  
要・東京都）され、返還も  
所定の手続きにより、原則  
としてその時価で行われる  
ので、拠出者に譲渡所得課  
税がなされます。

なお、租税特別措置法第  
40条申請により課税免除の  
可能性もありますが、この  
場合、受け入れた医療法人

が本誌2009年5月号の  
本連載で示した「3基準（適  
正な運営組織・共通4基準・  
個別基準）」を充足する必要  
があります。

#### ■移行の場合

①3基準を遵守するケース  
「新設の場合」の①で示し  
た3基準を遵守（充足）す  
る限り、「出資持分の放棄」  
に課税関係は発生しません。  
②3基準を遵守しないケ  
ース

このケースの場合、出資  
持分は時価で評価（出資し  
た金額を除く）され、それ  
を受け入れた医療法人を個  
人とみなして贈与税が課さ  
れます。先に示した40条申  
請は3基準を遵守していな  
いので無意味であり、提出  
しても不承認となり課税さ  
れるはずで

3基準は、個別基準で一  
部適用の違いはあるものの、  
特定医療法  
人・社会医療  
法人への移行  
の基準にもな  
り、すべての  
医療法人に原  
則として適用  
されます。

#### 経過措置型

医療法人が医  
療法人の97%  
を占める現状  
では、「移行」  
時の課税関係  
が最大の関心  
事と思われる  
ますが、このケ  
ースは原則と  
して、相続税  
法第66条第4  
項で課税され  
ます。それを  
免れるため先  
に示した3基  
準があると考  
えて、法令遵  
守を前提に非

表 基金拠出型医療法人の課税関係

区分	その仕方		課税の有無	課税対象	備考
2007年4月1日以降 新設	土地・建築物 の拠出	しない (金銭のみ)	なし	—	—
		あり	される	拠出者に土地・建物等の 時価で譲渡所得課税	(*1)
2007年4月1日以降 移行	3基準の要件	遵守	なし	—	—
		不遵守	される	持分放棄・時価で法人に みなし贈与課税	(*2)

(注) \*1のケース：3基準の要件遵守で、租特法40条申請・承認により、課税されないこともありうる。

\*2のケース：受贈を受けた法人を個人とみなして贈与税課税。租特法40条申請は不承認になると思われる。

営利・公益性などを高めて  
いくべきです。